

ビル陰等の受信障害対策用の共同受信施設の地上デジタル放送対応を促進するため、デジタル化改修等に関する助成金を交付します。

受信障害対策共聴施設のデジタル化支援

①共聴施設の改修

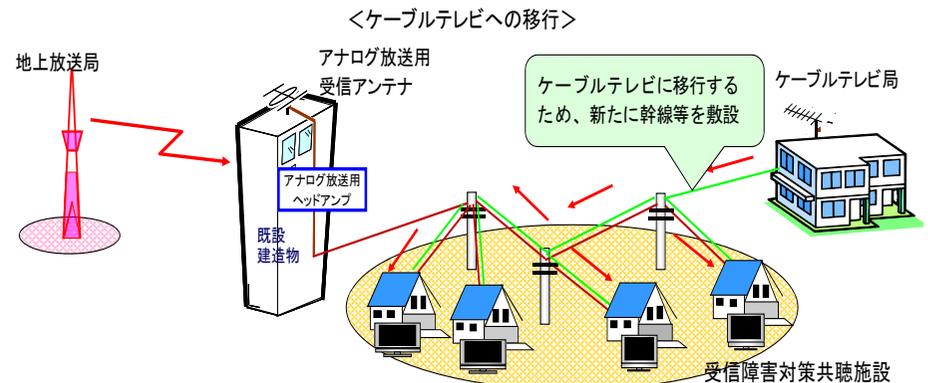
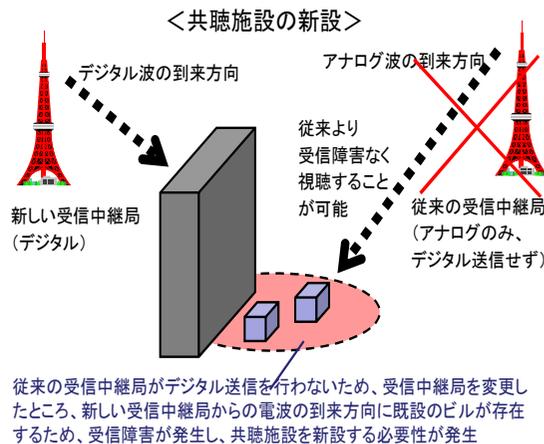
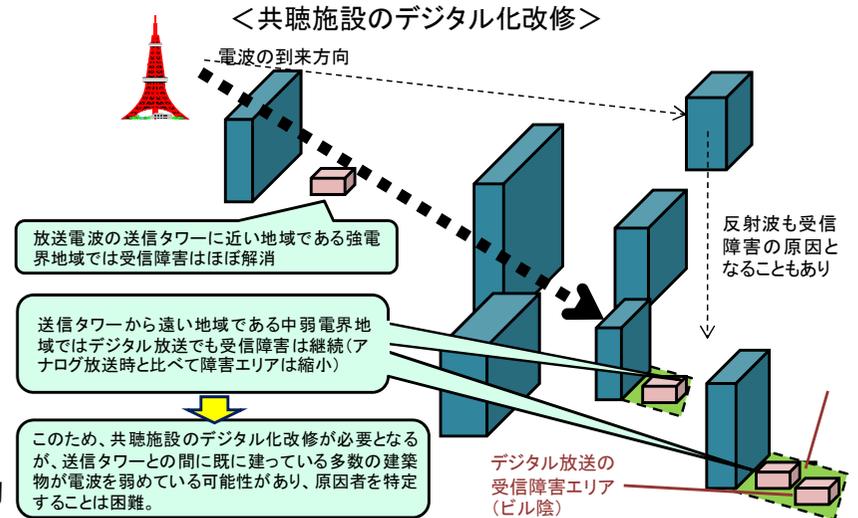
- ア) 事業主体：共聴施設の管理者
(民間法人等を経由して補助)
- イ) 補助対象：受信点設備、幹線設備の改修費等
- ウ) 補助率：1/2

②共聴施設の新設

- ア) 事業主体：共聴施設の管理者
(民間法人等を経由して補助)
- イ) 補助対象：受信点設備、幹線設備の設置費等
- ウ) 補助率：2/3

③ケーブルテレビへの移行

- ア) 事業主体：共聴施設の管理者等
(民間法人等を経由して補助)
- イ) 補助対象：事業主体が有線テレビジョン放送事業者等との契約時に必要となる初期費用
(幹線工事費、引き込み工事費、宅内工事費、撤去費、契約料)
- ウ) 補助率：1/2



アパート・マンション等における共同受信施設の地上デジタル放送対応を促進するため、デジタル化改修等に関する助成金を交付します。

集合住宅共聴施設のデジタル化支援

ア) 事業主体 : 共聴施設の管理者(民間法人等を経由して補助)

イ) 補助対象 :

(①共聴施設の改修の場合)受信点設備、棟内伝送路の改修費等(※)

(※)ケーブルテレビでアナログ放送を受信している集合住宅における、デジタル放送をアンテナで直接受信するための改修費及びケーブルテレビでデジタル放送を受信するための棟内設備の改修費を含む。

(②ケーブルテレビ移行の場合)有線テレビジョン放送事業者等との契約時に必要な初期費用(※)

(※)幹線工事費、引き込み工事費、棟内工事費、契約料

ウ) 補助率 : 1/2(最大) [各世帯当たりの負担が3万5千円を超える場合が補助対象]

